



韓国における「余剰胚」定義

生命倫理および安全に関する法律

第2条3号 「余剰胚」とは、人工受精で作成された胚のなかから妊娠目的で利用し残った胚をいう。

第16条1項 胚の保存期間は5年とする。ただし、同意権者が保存期間を5年未満と定めた場合はこれを保存期間とする。

2項 胚作成医療機関は、第1項の規定による保存期間が到来した胚のうち、第17条の規定による研究目的として利用しない胚を廃棄しなければならない。

第17条1項 第16条の規定による胚の保存期間が経過した余剰胚は、発生的に原始線条が現れる前までに限り、体外で次の各号の一の目的で利用することができる。ただし、保存期間を5年未満と定めた余剰胚を利用する場合には、同意権者から該当目的として利用に対して新たに同意を得なければならない。

.....